



やさしさとふれあいの西東京に暮らし まちを楽しむ

西東京

主な内容

- 児童手当・児童育成手当の申請を忘れずに... 2
- 第1号被保険者の介護保険料を改定... 6
- 国民健康保険料の料率の改定... 7
- 民生委員・児童委員の日... 8
- 環境フェスティバル... 12

No.280
平成24年(2012)
5/1

市役所代表番号 ☎042-464-1311
発行/西東京市
編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13
配布/シルバー人材センター ☎042-425-6611

詳しくはWebで [西東京市Web](http://www.city.nishitokyo.lg.jp/)
HPアドレス <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>
携帯電話 <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



新たな総合計画の策定に向けて

『基本方針』が答申されました

このたび、総合計画策定審議会から、「(仮称)西東京市第2次総合計画策定のための基本方針」についての答申が市長に提出されました。その答申を受け、市長は「西東京市第2次基本構想案、基本計画案の策定について」の諮問を行いました。

今後、新たな総合計画の策定を進めてまいります。

◆企画政策課 ☎(☎042-460-9800)

「(仮称)西東京市第2次総合計画策定のための基本方針」(答申の概要)

（(仮称)西東京市第2次総合計画策定の趣旨）

現在の計画の根底には、「西東京市市民憲章」に示された、「先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して」、「たがいに助けあう優しいまち」「みどりに満ちた美しいまち」「ゆめの広がる楽しいまち」「こころ豊かな学びあいのまち」という「理想のまち」の実現に向けた、市民のまちづくりへの強い思いが込められており、この考え方を次代へと継承していきたいと思えます。

（総合計画の構成）

行政運営の長期的ビジョンとして、目指すまちの姿とその実現のための基本的な方向性を示す必要があるとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応していくことも必要であることから、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成すべきと考えます。(表1参照)

（総合計画の期間）

総合計画の期間は、現行の総合計画との整合性や継続性を踏まえ、それぞれ以下のようにすべきと考えます。
(1)総合計画は、平成26年度を初年度とし、10年間を計画期間とします。
(2)基本計画は、社会経済情勢の変化に対応するため中間年次(5年後)に後期基本計画として見直しを

行うものとし、
(3)実施計画は、3年間を計画期間とし、財政状況の変化などを勘案して毎年度策定します。(表2参照)

（新たな市民参加手法と意向の反映）

これまでのような市報やホームページなどによる市民フォーラムや市民ワークショップへの参加募集の方法に加え、市民の意識の喚起を促す方法の1つとして、無作為抽出による参加募集を実施するなど、新たな参加手法を取り入れ、動機付けを図っていくとともに、広く市民の意向を聞き、的確に現状や課題を把握し、総合計画の策定に反映すべきと考えます。

（庁内検討体制）

庁内の検討体制としては、庁内検討委員会(プロジェクトチーム)を設置し、総合計画策定に必要な事項を調査、検討するとともに、各個別計画との整合性を図るため、庁内部課と事務局の調整などを担う体制を整備すべきと考えます。

（将来推計人口の反映）

計画の目標年度における人口の動向を推測し、施策や事業の方向性、行政サービスの需要量、施設の整備などを判断する際の基礎資料として活用を図る必要があると考えます。

（実効性の確保）

計画の実効性を確保する観点から、重点課題を見定めつつ財政の裏づけをもって施策を推進していけるよう、戦略的な仕組みづくりを検討することが求められます。そのためには、少子高齢化や社会経済情勢の変動に伴うサービスの需要の変化、地方分権の推進に伴う基礎的自治体の役割の変容等を踏まえつつ、「自助・共助・公助」の理念のもとで、行政の役割を見つめ直すことも重要です。

（国の地域主権改革への対応と各行政分野の個別計画との調整）

国の地域主権改革により、地方の自由度と責任の拡大が進められ、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められています。このことから総合計画に基づき、これまで以上に自立と自主性を高めて主体的な行政運営に努め、近隣自治体とも連携を図りながら責任ある自治体経営を行っていく必要があります。総合計画の策定にあたっては、施策の考え方や事業をより詳細に定める個別計画との整合性を図りながら、市全体の計画体系を明確にしていくことが重要です。

※答申の全文は、市HPおよび田無、保谷両庁舎の情報公開コーナーでご覧になれます。

表1 総合計画の構成

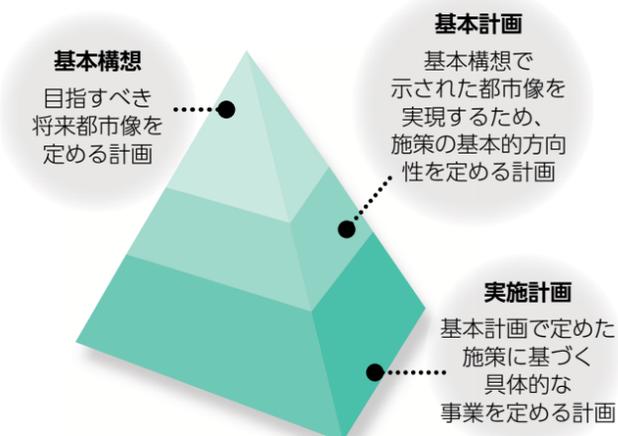


表2 総合計画の期間

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
基本構想	基本構想									
基本計画	基本計画					後期基本計画(見直し)				
実施計画	(3か年を計画期間として毎年度策定)									

市民意識調査を実施します

市民の皆さんから、まちづくり全般や個々の取り組みに対する満足度やニーズをお聞きするため、市民意識調査を実施します。調査の結果は、第2次総合計画の策定にあたっての検討基礎資料とします。

対 18歳以上の市内在住の方を対象に、住民基本台帳から無作為に5,000人の方を抽出します。
□調査の方法 5月中旬に対象となる方へ調査票を郵送させていただきます。ご回答のうえ、ご返信をお願いします。